

令和元年度 第2回 犬山市国民健康保険運営協議会 議事録

日 時 令和元年8月22日（木）午後2時～
 ところ 犬山市役所 2階203会議室
 出席者 長野委員、日比野委員、榊原委員、舟橋委員、
 栗原委員、木村委員、吉田委員、原 委員、
 玉置委員、岡 委員、久世委員、丸山委員、
 宮本委員
 欠席者 なし
 事務局 吉野健康福祉部長、
 河合保険年金課長、
 水野保険年金課課長補佐、

◆議事

河合課長

お暑い中、お集まりいただきましてありがとうございます。
 ただ今から第2回の協議会を開催させていただきたいと思いを
 では、久世会長、ご挨拶、お願いします。

久世会長

皆さん、今日もお集まりいただき、ありがとうございます。前回 色々と疑問が
 出ました。お手元に配布してある資料で、だいたいまとめてありますが、今日の会
 議も2時間を限度としまして、これに対してまず答えを確認していきます。協議
 事項としては、保険税率改定の方向性のうち、次の2点を協議したいと思ってい
 ます。1つ目は、「賦課限度額」というものです。2つ目は「応益応能割合」に
 ついて、今日は一定の結論を見出していけたらなと思っております。皆様のご協
 力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

河合課長

私のほうから本日の出席についてご報告します。ご覧の通り、皆さまご出席い
 ただけておりますので、規則第5条により、過半数いらっしゃるので会議は成立
 していることをご報告いたします。

—資料の確認—

久世会長

では、議事に入る前に本日の議事録の署名人を私から指名させていただきます。
 被保険者代表の舟橋委員さんと保険医・薬剤師代表の栗原委員さん、お願ひしま
 す。

—「犬山市国民健康保険税の税率等の改定について」諮問の状況報告—

久世会長

それでは議題に入ります。
 まず、前回最も明らかにすべきとなった議題1の「財政変動の分析」というも
 のがありました。前回の質問で、事務局に色々とデータをお願いしていましたの
 で、その点について事務局からまず説明をお願いしたいと思ひます。

事務局

では、質問1の「単年度収支の赤字幅が増えた理由が制度改正によるものか。増税したにも関わらず、赤字が増加している要因は何か？」ということがありました。質問のとおり、赤字幅が増えているのは、制度改革によるものです。そもそも制度改革により、犬山市が県に支払う事業納付金額を確保するために必要とする国保税額は、平成29年度当時、30パーセント増額が必要だということで説明させていただいてきました。平成30年度に一人当たり6.3パーセントの増税を実施しましたが、その差の23.7パーセントについて、まだ乖離があるということが赤字幅の増えた要因になってきます。具体的な金額になりますと、資料1の①純粹に国の制度改革によって増加した1億2,349万5,387円。それから②制度改革によって廃止になりました共同事業の2,610万5,415円。③として被保険者数の減少による現年度保険税収入の減少した773万3,002円。④滞納繰越分の徴収額の減少として4,131万583円。これを合計しますと198,644,387円になります。この金額が前回の会議でお示した単年度実施収支の197,360,328円とほぼ一致するという形になってきます。この4つが赤字拡大の要因であるということを示しているということになると思います。

久世会長

今の点について何か質問がありましたら。今のところはよろしいですか。では、次をお願いします。

事務局

続いて質問2、高齢化率が高い市町村、例として新城市がどう対応しているかについて説明させていただきます。

まず、参考データ4に新城市(27番)、犬山市(37番)の1人当たりの負担額があります。新城市については平成29年度で93,037円。平成30年度では87,100円。

犬山市については平成29年度で76,634円。平成30年度では81,058円となっています。

久世会長

要するに新城市は値下げをして、犬山市は値上げをしたと。その理由は。

事務局

県が示す事業納付金の一人当たりの負担額についても下に示してありますが、犬山市は120,939円に対し新城市は117,921円となっています。新城市は値下げをしましたが、まだ、犬山市の方が、負担が低い状況であります。

今後、新城市がどうしていくかと言いますと、7月に愛知県下の各市町に調査をかけて、8月にまとめた調査結果がありますが、平成30年度は、税率を下げたが、令和2年度は増税していくという回答になっています。

久世会長

意味が分からない。

前の質問の趣旨は「高齢化しているから値上げが必要なんだ」と。県の計算の中で犬山市は高い割合にあるという話で、他に高齢化している新城だったらどのような質問だったわけです。だから、少し質問とズレがある。

事務局

新城市は犬山市と同じ高齢化率が高いという状況でしたが、「元々、税負担が高かったので、安くしよう」と考えました。犬山市と同じように高齢化率が高いところについては、これまで社会保険からの補助金が多く入ってきていた状況があったにもかかわらず、それよりも「県域化によって事業納付金も安くなるであろう」と考えて値下げをしたのですが、ふたを開けてみたら、犬山市もそうですが、メリ

ットが薄まって事業納付金は高く、新城市は「下げすぎた」ということで、来年上げていこうという結論が出ているという状況です。

久世会長

今のところでご質問があれば。では、次、お願いします。

事務局

質問3は、質問1のところでお答えしていますので、質問4の「制度改正による国・県等の補助金の影響を明らかにできないか」については、交付金額は58億9,300万円から47億3,600万円と11億円ほど減となっておりますが、金額の比較でなく、比率で説明させていただきます。平成29年度と平成30年度の国保改革の前後で国保総事業費における「交付金等」の割合は、29年度は71パーセント、30年度は65.7パーセントで5.3パーセントほど減少しています。続いて「国保税」については、平成29年度は17.4パーセントでしたが、30年度は19.2パーセントで1.8パーセントほど上昇しています。「一般会計からの繰入金」は、平成29年度は5.2パーセントでしたが、30年度は5.9パーセントで0.7パーセント上昇しています。「赤字幅」についても29年度は0.5パーセントであったものが3.3パーセントで、2.8パーセント上昇しています。国・県との補助金等の影響の5.3パーセントという減少率から考えてみると、この割合が赤字拡大の要因であるということがわかります。

大きな要因は先ほどの新城市のところでありましたが、市単独運営の時は、高齢化率が高いということで社会保険のほうから交付金が納付金より多く配分されていきました。

久世会長

簡潔にわかりやすく説明してください。

事務局

要するに犬山市は保険給付費が50億円でしたが、前期高齢者の交付金が25億入っていたので、半分ほど賄えていました。

久世会長

半分税金、半分仕送りでもらっていたと。

事務局

この分が県域化によって、実際に犬山市に25億円ほど入っていたのが、事業納金の計算では23億円というように県全体で薄まってしまっている。

久世会長

要するに、高齢化していたから犬山はいっぱいもらっていたけれども、県単位でならしたら高齢化はしているけれども、扱いが悪くなりましたということですね。

河合課長

そのとおりです。

久世会長

その影響額が5.3パーセントぐらいだということですね。

玉置委員

会長が今、言ったのが一番よくわかっていて、赤字幅が犬山市としては2.3パーセント増えたといった中で、県の決算の見込額をみると、多分160億円ぐらい黒字だということがわかります。そうすると、犬山市は赤字で県は多分、自分のところに痛みがこないように高く見積もっていて、160億円も黒字が出てしまった。多分今後それを県のほうも議論するのでしょうかけれども、単純に160億円を54市町で割ると約3億円各市町に戻せるということです。そうすると犬山市の2.3億円マイナ

スというのは消えます。だから、今回の制度改正で、最初「わからないから値上げ」という形にいきましたが、やはりこれを見ると「これは当初の話と変わってきているのではないか」と。県がやはり甘くというか自分のところに痛出を被らないような見積もりをしていたがために、これだけ大きな額が黒字として残ってしまっている、試算が良くなかったのかなと。我々が去年据え置いたのは正解だったなというような気はしています。ですから、我々市町から県のほうに「この財源は、今後どうするんだ」と。多分、31年も30年度と同じような決算になってくると思います。そうしたら、その黒字をどう分配していくのか、交付税というわけにはいかないと思いますが、市民から召し上げたやつですから、それはやはり戻さないといけない。これは大きな数字だと思いますので、我々も今まで話していた議論をこれで大きく考え方を変えないと、同じベースで話をしていくとこれは市民には説明つかないような形になると思いますので、ここを論点にして、今後話を進めないといけないと思っていますがどうでしょうか。

久世会長

愛知県の一般会計繰入金というのは、法定の繰入金ですか。

河合課長

法定のみです。

久世会長

法定のみ。決まっている繰入金で、別におまけで出しているわけではないということですね。出さなければいけないお金だからということですね。

河合課長

そう解釈しております。

今の玉置委員のお話は、事象としてはその通りです。最初の年から赤字を被るわけには県はいかないので、やはり多少の幅は見えていただろうというのがこれを見て取れるので、私も委員と全く同意見です。「この金額をどう使っていくかという話だよ」というのが委員のご指摘だと思いますけれども、要は余分にもらった分をどこかで全市町村に公平に配分をするのか、これはうちにとってはおいしい話なのですが、「激変緩和」ということを県はやってきていまして、国は多分もう数年でその補助を切ってきますが、我々もそうであるように、かなりまだ本来は税をまだ上げていかなければいけないというところがあるので、そのクッションのために県がそういう所にお金を重点的に使ったほうがいいのかというようなことも含めて今後議論がされるというふうに聞いています。ただ、私どものようにお金をもらっている市町ばかりではなくて、損をしている市町もありますので、「均等に来年の納付金から引いてください」というような議論になってくるかな、とは思っておりますが、私共は自分の市のために「激変緩和にとっておいてください」という言い方をすべきなのか、「全体を考えて配分してください」というふうにするかは、少しまだ決めかねております。

久世会長

県に対し「ものを言うべき組織」はどこですか。この運営協議会なのか、市長なのか。運営協議会は「この黒字分が好ましくない。各市町村に今、負担がいつているので、それを軽減させるべきだ」という意見をつけて市長に答申を出す会だと思うが、直接県にものが言えるのかどうかと、そうすると市長に言ってもらわなければいけないので。

- 河合課長 そうですね。公式なところだと今、会長がおっしゃったとおり、直接運営協議会が県に言う立場ではないと思いますので、当局側に言って、その意見を反映させたものを市として県に申すべきだと思っています。
- 久世会長 では、この部分はまだ不透明な部分というか、変動する余地があるということですか。
- 河合課長 そうですね。公式にはまだこういうことは知らされていなくて、私どももこれをお示ししたくて、県に「出せるものを出せ」と言いました。最初、「決算が出てないのでそんなものは出せない」と言われましたが、公式の資料の中にこの大きいざっくりした決算見込みがあったので、「これは載せてもいいか」と訊ねたら、「いいよ」という返答でした。その会話の中で若干今のようなところを突かれると思ったのか、私に直接県の課長のほうから「余剰は今後協議します」みたいな話がありました。
- 久世会長 議会のほうではなくて、職員同士のやり取り？
- 河合課長 そうですね。議会は決算を認定しておりませんので、公開されておられません。この資料は多分、県内で最初に今、見られているのではないかと思います。
- 玉置委員 これは見込みの数字であって、今、課長がお話したようにまだ正式には表に出ていない。多分県議会も9月決算で初めて表に出てくる数字なので、各県議さんがこれを見て何と言うかでしょうね。我々、直接はものが言えないと言ったものの、我々の代表者は1人送り込んでいるわけですから、市民の方に負担を強いていたものがこんなに余ってしまったことを明らかにして、協議を続けるのではなくて、次の年度には反映させないと、これをずっと寝かし続けるというのは、少しおかしな話で、これなら次は、先ほど課長が言っていた納付の部分のをこれで削ってもらうのか、激変緩和にするのかというような方策がありますが、この議論をやはり進めてもらわないと、我々が次に例えば「値上げをしよう」とする議論が非常に難しくなるのではないかと感じますがどうですか。
- 久世会長 新城市の逆パターンになる可能性があるわけです。来年値上げしたら、交付金がいっぱい出て、今度は余ってしまいました。値下げします。というふうになりかねないということですね。
- 玉置委員 だからそれが少し危惧されるなど。まだここで我々は土俵に乗れないなど。
- 河合課長 犬山市単独のことを言えば、「激変緩和にも使って、残りを配分してよ」というのが一番かなと思いますが、「虫がいいのではないのか」という話になるかも知れませんが、最後は多数決や代表市町で構成される会で決まってくると思いますが、意見は十分言えるようにはしたいと思っています。
- 久世会長 そういう代表市町が出席してやる会はあるのですね。

- 河合課長 はい、あります。県としての国保運営協議会は別途ございますので、そこでは今の
 久世会長 ような議論は当然、されるべきだとは思いますが。
- 久世会長 では、ゆくゆくですが、この協議会の中でそういう意見を付して市長に答申と
 いう形もできるということですか。
- 河合課長 時期によります。その時に返還方法が決定してれば、「やり方を考えてくれ」と
 いうのは難しくなるとは思いますが、税率改定には大切な要因になるでしょうから、
 県の動向をその都度お話できるようには努めていきます。
- 久世会長 では、県の動向について随時情報提供していただくということをお願いします。
 次に5番目の質問のデータ説明を。
- 事務局 5番目の被保険者数に関しては、団塊の世代が後期に移る令和10年ぐらいまで、
 5パーセントずつ減少傾向が続くという予測が立っています。
- 久世会長 調定額とか収納額もざっくり上がっている、下がっているとか、簡潔に説明し
 てください。
- 事務局 平成30年度が93パーセントで、収納率が下がったというご指摘をいただいでい
 たわけですが、前年度よりは確かに下がっていますが、平成23年度から収納率の
 推移を見ると、近年の27年度、28年度は94.6パーセントと高い状況にありまし
 たので、30年度の収納率が極端に下がったという状況ではなく、平均的な数字であ
 ることがわかるかと思えます。
- 久世会長 次のところをお願いします。
- 事務局 今の収納率が下がったというところで、「増税になったから収納率が下がった」
 ということをご指摘されましたが、理由の1つではあろうということはわかりま
 す。他に理由がないか、データを色々探してみましたが、実際「こうだから収納率
 が下がった」というものをお示しできるものはないです。先ほどの23年度以降の
 収納率から見ると平均的な所だという状況です。
- 久世会長 例えば窓口とかで対応していて、「ちょっと上がったから払えなくなった」とい
 う声があったとかということは。
- 事務局 実際、去年に関しては一昨年から税率を上げていくということで、「国保税が上
 がります」と周知していましたので、本算定の納付書をお送りした時に「高くなっ
 た」と言うご意見は、それほどありませんでした。
- 河合課長 そうですね。「市民税の状況とは違うかも」ということは確かおっしゃられまし
 たが、市役所の窓口へ直接 我々に届いた意見としては、ほとんど通常の時と変わ
 らなかったということはあると思います。ただ、皆さん、去年と今年のお値段で比
 べられるので、額があまり変わらなかった方は負担が増えたという実感がなかつ
 たかも知れないので、一概には言えませんが。

- 事務局 一つ収納率が下がった影響ではないかと考えられるのは、外国人の若年層の留学で来日している人の部分が滞納として増えているのではないかなと感じています。
- 玉置委員 流入流出の問題で、外国人の方が沢山流入してきているというのは、市民課のほうで資料をいただいて調べています。やはり、その方達がなかなか払っていないというデータもやはり取っていかないと、我々、元々住んでいる方々が一生懸命、厳しいのに納税していて、片や留学生の方々が来て、そういうところを納めてなくて滞納して自国に戻っていってしまうともう回収できないですよ。不納欠損になるのかな。
- だからそういったところを、今もう既に増えてきているような傾向が見えるので、やはり全庁的な問題として、しっかりデータを見ていただかないといけないのかなと。その額が大きければ、それ相応の対策をとっていかないとまずいのかなと思います。
- 久世会長 他にご意見ありますか。では、次に。
- 事務局 質問6、国保税の税込減が「高額所得者が国保をやめたのではないか」ということに関してですが、前回、こちらの説明が悪くて、「限度超過額の金額が減っているので高額所得者が抜けたのではないか」というふうにとられていたかと思いますが、こちらの表を見ていただくとわかるかと思いますが、限度額を緑色のところからピンクのところまで上げた場合、元々、緑色についてはピンクのところまで含めた限度超過額となっていますが、限度額を上げるとピンク色の部分だけが限度超過という形になるので、高額所得者が減ったからというだけではなく、限度額が上がったことによって、単純にそれを超えている金額が減ってきたということを図にしてお示しました。また、下に表を付けてありますが、平成27年度が135世帯だったものが平成31年度は81世帯ということで、実際に限度額世帯数は減ってきています。減っているのは、限度額が上がって、それに該当してくる世帯が減ってきたということもありますが、高額所得者がやめたということだけではないことをお示しするために資料を用意しました。
- 久世会長 限度額を上げて対象となったところが50世帯ぐらいだということです。結局その中の全体の税込に与えるインパクトというのは非常に小さいということですね。この後の協議にも関わるので。
- 河合課長 そうですね。税込に関しての単に値上げという感覚ではそのとおりだと思います。また、別の議論もあるかも知れませんが、後ほどこの表を使わせていただきたいので、お願いします。
- 事務局 質問7です。「同じ計算方法で赤字であったり黒字であったりするのなぜか」ということでした。まず決算を締める時には、赤字であっても当該年度に関しては、黒字になるように決算を締めています。その方法については、一般の家庭と同じように、今まで貯めていた貯金を取り崩して足りなかった分の穴埋めをするという方法をとっています。ただ、この穴埋めをしたお金に関しては、その年に入ってきたお金ではなくて、それ以前に入ってきたお金なので、当該年度の歳入歳出

だけで見ると、足りなかったその部分が赤字ということになります。

久世会長

この部分は、よろしいでしょうか。基金や繰入金を使って、赤字と言われている部分の穴埋めをしているので、しっかりした決算になると結果としては黒字ですが、実は過去のお金を充てているということです。

次をお願いします。

事務局

質問8については、前回の中でもお答えしていますが、「歳入・歳出の総額で10億円の差があるのはなぜか」ということでしたけれども、大きくは、共同事業交付金の16億円が関わってきているということになります。

事務局

質問9に関しては先ほど質問5で「被保険者数の減少」に関して、団塊の世代が主な問題だということでお伝えしているとおりです。

10番目の「支出の部分で抑制できるものはあるか」ということで、前回、社会保険の方からも質問がありましたけれども、制度改革になる前は「医療費の抑制」という方法がありましたが、制度改革後に関しては、直接抑制する方法はありません。

久世会長

とりあえず質問に対する回答について説明がありましたけれども、何かまだ不足しているとか、わからないとかご意見がありましたら是非お願いしたいと思います。

全体に質問の中から色々わかってくると思いますから、特に愛知県の関係がありますが、非常に有益な議論だったなと思います。

丸山委員

今の「過去に積み立てた基金」から赤字を埋めているという話ですが、この基金は今、いくらぐらいありますか。

河合課長

現在、約8億円ございます。家庭の定期預金と同じで、元々は急場の時の備えという意味合いがありますので、今の赤字を埋めるために使えるのは、そのうちの6億円だと思っていただいていると思っています。

「赤字を埋める」と言いましたが、最初にありましたように値上げは3割ぐらいしなければいけない形になっていましたので、いきなり上げるのは難しいため、この基金を順番に取り崩して行って、段階的に値上げをしていこうという事務局も運営協議会も今のところ一致をした結論でございました。

久世会長

繰越金はもうほとんどないですね。

河合課長

繰越金につきましては、会計が不明瞭に見えてしまうので、全ての繰越金を基金に積んで、「もうこれだけしかありません」という形にして、その中で目に見える形で激変緩和に使って行こうという結論だったかと思っておりますので、繰越金はほとんどありません。

ただ、決算を括ると、先ほどの仕組みでどうしても繰越金が出ますので、それは決算を認定した段階で、残りは全て基金に戻して積んで、「今、幾らあるよ」というところから始めようというふうに思っております。

久世会長

他にご意見ございますか。また随時ご質問があればお願いしたいと思います。
それでは、議題に入ります。まず「賦課限度額」です。

河合課長

本題に入る前に国民健康保険税についてパンフレットを使って簡単に説明させていただきます。表に書いてございます縦軸には、国保税が医療にかかる分と後期高齢の方を支援する分、それから介護保険の分と3つから構成されていることが、そして「それぞれがどういうふうな組み立てで税がかけられているか」ということでございます。一番左の一番上に「所得割」と言いまして、皆さんの所得に対して何パーセントかかる部分があります。その下の「均等割」はどんな方でも「お一人、お幾ら」という入っている方一人に対してお幾らというものでございます。それから国民健康保険税は世帯におかけしていますので、1世帯の基本料金として「平等割」というものがございます。それぞれ「所得割」、「均等割」、「平等割」を足した合計が国民健康保険税として皆さんにご請求を申し上げる金額になるというしくみになっているということをご理解ください。ただ、このとおり所得に何パーセントと掛けますと、所得が1億円ある人ですとそれだけで何千万円になってしまいますが、どんなお金持ちの方でも医療分は58万円まで、支援分は19万円までというふうに上限が定めてあります。これを「賦課限度額」と言います。こういう仕組みになっていることをまずご理解ください。

それから「国保税の軽減・減免」というところで、2番目に「低所得者の7・5・2割軽減」というものがございます。低所得の世帯の方には先ほどのカテゴリーでいくと「均等割」の部分と「平等割」の部分で、誰にも同じ金額がかかる部分について、所得の度合いに応じてそれを「7割引にしましょう」、「5割引にしましょう」、「2割引にしましょう」ということで、その皆さんはこの金額をお支払いになれば良いというしくみになっています。これが国民健康保険税のしくみになるので、ご理解ください。

先ほどの三角のグラフのようなものがあつたと思いますが、賦課限度額については、先ほど説明があつたと思いますので、それをイメージして、資料2を開いていただきたいと思います。今申し上げたようなものが「賦課限度額」というものです。一般的に国民健康保険税は、普通の誰にでも課す税金ではなく、ある目的を持って課す税金で保険料の意味合いがありますので、「能力に応じて税金をどんどん高くとるべきである」という考え方です。「累進課税で所得のある人ほどいっぱい納めなければいけない」という考え方ですが、保険料なので、それを適用するのは少し良くないのではないかと一般的には考えられておまして、国の地方税法という法律の枠内で、先ほどの限度額が定められています。「それよりも安い範囲内で市町村の条例によって、限度額を定めなさい」という方法になっています。法で定められた限度額は令和元年度の現在で医療分が61万円、後期支援分が19万円、介護が16万円ということで96万円になっています。一方、現在の犬山市の限度額につきましては、医療分が58万円、後期と介護は法定と一緒の19万円、16万円ですので、結果的に医療分が3万円、まだ安い形になっております。これが現状でございます。

参考に宮本委員のところの協会けんぽですけれども、ここは標準報酬月額が幾らで、保険が幾らという考え方をとっていますが、単純に12か月分にさせていただきまして、それを足しますと、今、969,942円で、これにボーナスの5パーセント

が加算されるというしくみになっておりますので、現状の国保の法律に定められている限度額よりも更に若干高い状況にあるというふうに考えられます。

以上のようなところから法定限度額に追いついていくべきなのか、どうであるべきか、ということをお委員の皆さんで議論をしていただきたいと思っております。説明としては以上です。

久世会長

この点についてご意見があればお願いします。

岡委員

限度額については、これまでも国保運営協議会の議論の中では、「引き上げていくべきだ」考え方がありましたし、所得がそれだけ多ければ当然負担能力がありますので、青天井とはいきませんが、国が限度額を上げるのであれば、速やかに引き上げていくべきだということだと思います。

久世会長

岡委員の意見は、基礎課税分のところを法定では61万円で、現状の58万円から3万円引き上げるべきだというご意見です。

吉田委員

軽減区分のところの7割、5割、2割とありますが、これは犬山市だけがこういうことをやっているのですか。

河合課長

全国的に同じ制度でございます。

久世会長

では、僕からですけれども、この3万円、上げると財政的にはどのぐらいのインパクトがありますか。税収として幾ら増えるか。

事務局

単純な計算になりますが、31年度の限度額世帯数が81世帯なので、3万円を掛けて240万円程度の税収増ということになります。

久世会長

影響額が240万ですか。全体の税収が今、13億ですね。13億の中の240万円の増額があるということです。

長野委員

240万円程度ということですので、国が限度額を上げたのであれば、速やかに引き上げていくのが妥当ではないかと私は思いますけれども。

河合課長

基本的には全て法定限度額に追いつくというのが基本姿勢でどこもそうしていますが、犬山市は毎年4月になって、これが決まります。犬山市は議会を通じて限度額を上げています。大きい市町は「専決」と言いまして、議会の同意だけで「法が決まったので、そこまで上げる」という慣例になっているところもあります。4月に決まったら即時に「上げます」というふうです。今のところうちは1年遅れになっていますので、1年分の差がついているというところだけでございます。基本的には法に追いつくということですし、実際国も「そのようにせよ」と言いますし、県からも指導があるので、事務局側としては基本的には法定に追いついていきたいという考え方です。税収のインパクトとしては、さっきおっしゃった通り、「そんなに上がるのか」ということではありませんが、法の趣旨と先ほど岡委員がおっしゃった負担能力のある方には、それなりに法に基づいた部分までは納めていただくという主旨でそうなっております。

- 長野委員 専決で犬山市もできるということであれば、金額的には少ない240万ということ
でございますので、そのように取扱いをしてはと私は思いますけれども。
専決をやるということであれば、議員の方の了解とかそういうものは事前に必
要だとか、難しいですか。
- 久世会長 専決かどうかは、議会と市長の関係ということもありまして、これまでは例か
らすると犬山市政は議会に配慮しながら議会の議決を重んじてきているとい
うことを加味しています
- 長野委員 少し踏み込んだようなことで、申し訳ないです。簡単に言えばよその市町村が
専決で行っているということであれば、議会のほうでご了解いただけるのではな
いかなということでお話をしました。
- 河合課長 今、言いました専決をやっているのは、比較的大きな名古屋市のようなところ
です。私どもの規模のところは意外と議会を尊重しているということで、今、会長
がおっしゃったようになっています。
- 長野委員 240万円という額が専決額に該当するのか、専決の基準が事務方でないのでわか
りませんが専決で可能であれば、1年遅れではなくて、通常の国の基準に沿った
やり方でできれば問題ないのではないかと思います。少しでも回収と言いますか
徴収できれば、可能であれば、やる必要があるのではないかと私は思います。
- 河合課長 先ほどの「専決」とは別ですが、4月に法が決まった時に税務サイドのように臨
時市議会を開かせていただいて、そのまま議決をいただくという方法もございま
すが、今までは、皆さんの意見も尊重しなければならないということで、この国保
運協である程度議論をした結果というところもありまして1年遅れになっていた
という経緯でございますので、この中の協議で「やはりそうするべきですよ」とい
うことであれば、それについては考えてさせていただいて、事務局としてはそう
いう方式もとっていきたいと思います。
- 久世会長 まず「専決」というのは市長の権限でやるものであります。例えば市長の権限を
委譲して、課長決裁で幾らまでというのは少し別です。条例改正になるところな
ので、契約案件で幾らまでということではなくて、国保条例の改正を議会の事後
同意という形で専決をやるかどうかという議論になるので、議会としては「非常
事態以外はあまり望ましくない」というのが基本的な姿勢になります。
一年遅れで財政的にも影響があるということであれば、さっき言った方法もあ
ります。来年か再来年から「通年議会」という制度にもしかしたら移行するかもし
れないということもあるので、その辺りでご意見はさせていただいて構いません。
- 河合課長 「専決をする」という意味ではなくて、臨時議会とかできるだけ即決で早く反映
させるようにということであれば、それは努力したいと思います。
- 吉野部長 皆さん、運協でこうやって諮って、みなさんが「上げたほうがいいよ」という意
見をもって上げている格好ですので、当然、「国の基準に合わせて、今後もずっと
これでいくよ」というふうに今の段階で皆さんに承認いただければ、早い段階で

同年に臨時議会などに出してということは可能かなと思います。

岡委員

今の点ですけれども、議会を尊重している。この国保の運営協議会も尊重しているということで、そういう面では速やかではないですけれども、国保の運営協議会も、議会も尊重しながら可及的速やかということで、国保の運営協議会のメンバーも変わるものですから、やはり国保運営協議会の議論も尊重してということで、ここの運協で答申してできるだけ国の限度額に追いついていくということで、僕はいいのではないかなと思っています。1年遅れるかも知れませんが、より丁寧に負担を求めていくということになりますので、それで僕はいいのではないかなと思います。

宮本委員

各年度を見ていると、20年から25年の間ですか、上限額にっていない期間があつて、最近は上限額に1年ごとに追いついていっている感じですけども、28年度だと上限の52万円に51万5千円と微妙な差があるのですが、そういった議論をして何故そう上限ではなくなったのか、その時の状況がわかれば、教えていただければなと思います。

河合課長

古いものは伝え聞きになりますが、やはり国保運営協議会の中で、今ほど「賦課限度額を値上げするべきだ」というご意見をあまりいただけていなくて、どちらかと言うと消極的だったと聞いています。当時は恐らく国や県もそこまで締め付けが厳しくなかったのも、それが許されてきたのではないかと考えています。正直「締め付け」という言い方は良くありませんが、ある程度そういう指導がくるようになってからは、上げ始めましたが、その端数のときは運営協議会のご意見の中で、いっきに8万円ぐらい上げなければならないが、それはあまりにも急なので2年に分けて半分ずつにしましょうという議論がされて端数が出たというふうに伺っております。確かどちらかと言うと、さすがに高額所得者だからといって、幾らでも担税したらいいでしょうということも、「少しそれは乱暴ではないか」というご意見があつたと承っています。

久世会長

今日は一定の結論を見出していきたいというところではありますが、「61万円に上げる」という方向性では概ね一致というご意見だったと思いますが、いかがでしょうか。もし異論があるということであれば、今、おっしゃっていただきたいと思いますが。よろしいでしょうか。

出席者

はい。

久世会長

法定の限度に上げるということでは「一致」ということにしたいと思います。

あとは手法というかスピード感の問題でご意見がありました。岡委員からは「現状のままで慎重に」というご意見。長野委員からは「スピーディーに」というご意見でしたが、他に皆さんはいかがですか。

玉置委員

影響額は、240万円、81世帯でしたが、これは「スピード感をもって先にお金をいただく」というよりは、やはり丁寧に議論をした上で翌年度にやっていくという方向のほうが相対的にはいいのかなと。心情的には、やはり「すぐに上げて頂

く」という長野委員のご意見もご尤もですけれども、今までどおり「丁寧に国保運営協にかけて、議会の中でも承認を得て」という形のほうが私はベストなのかなというふうには思います。

栞原委員

玉置委員と一緒に意見です。

久世会長

では、とりあえず現状のやり方を踏襲していくということによろしいでしょうか。

出席者

はい。

久世会長

では、そういう方向でさせていただきたいと思います。
協議事項1つ目の「賦課限度額について」は、「法定の基準にしていく」ということと、「現状の方法で今後も議論していく」ということにさせていただきたいと思います。

では、協議事項の2つ目に行きます。「応益応能割合について」、事務局からまず説明をお願いします。

河合課長

「応益応能割合について」ご説明をさせていただきます。一般論ですが、「利益を受ける方に一律に税金をかけていく部分」を応益割といいます。それぞれの皆さんの「利益に応じて負担をする」という意味です。これに対しまして、「負担能力に応じて課税をしていこう」という部分を応能割といいます。具体的には経済力の差ですから所得の差という形になりますが、これは皆さんの「能力に応じて課税をする部分」ということになります。「応益割」は、均等割と平等割の皆さん一人頭お幾らかかっているか、一世帯当たり幾らかかっているという部分でございます。また、所得割の部分が「応能割」に当たります。「現状の応益応能割合はどうなっているのか」といいますと、ここ3年ほど医療分の応益応能割合を示させていただきましたが、応能のほうに少し傾いていて、だいたい54パーセントから55パーセントぐらいが、所得にかかっている「応能」部分。皆さん一律にかかっている「応益」部分が、だいたい45パーセントという形で推移をしております。

2番目に「どのような率がいいのだろうか」というご議論も今からいただくわけですが、一般的には「両者の比率は1対1であるべきだ」というふうにされています。国民健康保険税の場合、先ほども出てきましたが、地方税法という法律がありますが、この中についこの間まで「応益応能割合は、それぞれ100分の50」ですから1対1にするということが決められておりました。ただ、今回の国の改革によって、そこがなくなりまして、「市が独自に決めていく」というよりは先ほどありましたが、「県の納付金が納められるように設定しなさい」という条文に取って代わられてしまっているのが現状です。ただ、理念は変わっていないということでございます。現在では、都道府県単位で国保の方向性を決める「国保運営方針」というものがありまして、愛知県の標準では応益応能がだいたい1対1.2ぐらいで少し「応能」所得に傾いています。これは全国的な所得の比率から言いますと1対1に比べて愛知県は所得が高いので、「その分、少し所得のほうに傾けてもよいだろう」という判断がされているところです。一般的には「応益」一人頭幾らかかると

いう部分が大きいと貧富の差に関わらず同じ負担になってしまいますので、所得の低い方の負担が増えるということになります。一方、「応能」部分が大きいと、所得のある人ほどもちろん負担は大きくなってきます。ただし、先ほどの議論でもありました「賦課限度額」というものが国保の場合は設けられておりますので、ある一定以上、どれだけ所得があっても賦課限度額だけ納めれば、国保の場合は良いことになってしまいますので、極端な話2千万円稼ごうが、1億円稼ごうが、同じ負担で済んでしまうという現状がありますので、いたずらにこの所得割を増やすというと、逆にそこまでに至る中間所得の方たちにしわ寄せがいくのではないかと一般的には言われています。

その他考慮すべき点ですが、先ほどご質問にありました7割、5割、2割の低所得者への軽減策がありますが、これは日本全国同じ法律で動いています。この部分については、一般会計から補てんが全額されるという形になっていまして、そのうちの4分の3は国や県の補助が受けられるようになっております。現在、決算で繰り入れているこの軽減分がだいたい2億8千万円ぐらいあります。極端な話ですが、均等割や平等割をゼロにした場合、この金額はゼロになりますので、この2億8千万円の繰り入れはないという形になりますので、現実的に「ゼロにする」という部分については、保険財政には大きな影響があるのではないかと事務局では考えています。

グラフで表した資料を用意しました。均等割を最大にした場合、所得を最大にした場合と、真ん中にした場合のグラフをお付けしています。右に色々な世帯のパターンが付いていますので、こういう方たちにどう影響があるということになっていきますので、ご覧になってください。先ほど申し上げた形があまり極端ではありませんが、出ていると思います。

久世会長

県の標準が1対1.2になっていると。所得が高いからそこから取るような税制になんともなっていると。犬山市もだいたい県と一緒にのを、全国平均というか国の指導なのか1対1に近づけるかどうかという議論ですか。

河合課長

運営協議会のこれまでの議論の中で「県の標準ぐらいがいいよね」というお話になっておりましたが、昨年の委員の協議の中で「一旦はそう決めたのだが、改めてこれについては考えるべきである」という答申が出されておりました。事務局としては去年の答申の議題になっておりますので、それを早いうちから改めて議論をしていただきたいということです。

ですから「応益応能割合を動かすのか動かさないのか」という根本的な議論で、現状のままがいいのか、どちらかに大幅に傾けたほうがいいのかという議論をしていただければと思います。

久世会長

基本的に財政的に与えるインパクトというのは少ないわけですね。財政に関する問題ではなくて、被保険者間の不公平感、被保険者の問題ということですね。

基本的にこういう問題は、被保険者サイドの皆さんが、もしそういうところで不満に思っていることがあれば議題に上がってくるところだと思いますが、今日は事務局から上がってくるところで「なぜ議論をしてほしいか」というこ

とです。

河合課長

「なぜ議論を」と言いますと、持ち越しというか、前委員のほうからの新たな提案であったので、改めて議論していただくということでございます。

久世会長

「どちらの方向か」ということはありましたか。例えば「所得のほうに寄っているからそれを減らすべき」だということなのか。

河合課長

はい。どちらかと言うと「所得のほうによりかけるべきだった」というご意見だったと思います。

岡委員

協会けんぽや組合健保は所得割が基本で、均等割や平等割はないです。「なぜ国保は、それがあるのか」という疑問になかなか答えていません。そんな中で、もっと議論をしていくべきではないかということです。とりわけ全国的にもそうですけれども、均等割の部分で子どもにまで課税している。この子どもの均等割を入れない市町村が生まれてきているということも含めて、均等割のあり方も含めて、子どもはオギャーと生まれた時から所得がゼロでも課税されることについて議論をしていくべきではないかということです。

所得が少なくても世帯割と均等割はかかってくるという中で、「協会けんぽや組合健保ではそんなことはないのに、なぜ国保だけあるのか」という疑問が全国的に上がってきています。今、事務局のほうは「1対1」ということが理想とされていたと地方税法の中に書いてありましたと言っていました。これがなくなったわけで、「理念は残っている」と言いますが、僕は、理念は残っていないと思っています。課税ですから。今度は「県への納付金が納められるようにしていこう」ということだけですので、そういう点で言えば、「応益応能割は1対1であるべきだ」ということはもう古いと思っているし、協会けんぽや組合健保のように所得割1本ということを一きなりそうしなくても、実際に負担を重く感じている、とりわけ子育て世代に対して考えていけないのではないかと思います。去年は「一度、そういうことも議論していこう」ということだけで終わっています。去年の問題提起の中身は、「協会けんぽなどにはない平等割と均等割のあり方、とりわけ子どもの均等割がいいのかどうかを含めて議論していこう」というもので、突っ込んで議論はしていません。今年の国保運営協議会の中でやはりどうあるべきか、突っ込んだ議論が必要だということです。

久世会長

だんだんスジが見えてきました。去年、そういう話が出て、「均等割、平等割については減らしていくのがいい」という意見があって、議論をしていこうと。さっき事務局の説明の中にあつた「均等割、平等割があることで、国や県からの補助が2億8千万円出ている」だから「それを減らすことで補助金も減るというデメリットがあるよ」ということです。「その分中間層に負担が重くかかる」と。低所得者への負担がかからなくなる分、相対的に中間所得者に対する負担が重くなるというデメリットもある。「さあ、どうしますか」という議論なわけですね。

岡委員

そういうことです。

久世会長

ここでご意見をいただきたいと思います。

玉置委員

委員を代わられて初めての方も数人みえて、この議論を今日は決着をつけなくても別に良い話題なので、とりあえず今日は「こんな話が出たよ」ということで持ち帰っていただいて、また次回の時の議論でどうですか。「今、ここで絶対決めなければいけない」ということではないとは思いますが。

宮本委員

協会のほうから。今、お話が出ましたが、協会のほうは協会のほうで問題にはなっていませんが、例えば20万円報酬をもらっている方がいるとして、その20万円に対して保険料率が決まっていますので、それに対して率をかけた金額の半分が本人から引かれて、半分会社が負担するという制度です。例えば20万円の対象者の方が2人おられて、片方に奥さん、子どもがおられて、片方には誰もいない単身世帯という場合でも同じ保険料がとられます。この部分については、「平等か」と言ったら平等ではないような。医療費もちろん家族がいる方が負担するという形で、国民皆保険ということで、皆さん何かの保険に入って、皆さんの保険でやっていこうという主旨の下で決められている昭和何年かからスタートしている部分なので、そこに対する議論というのは、なかなか進んでいないところではありますが、それに対して苦情的なものもないです。普通に考えれば、単身のほうがもちろん全く病院に行かないでずっと掛け続けているのに、お子さんがおられるところは医療費が多くかかっている、その分も単身者が負担しているということもあるので、正直、「平等か」と言うことはなかなか難しいところがあるのかなと。ただ、この均等割や平等割の部分については、会社を退職されて任意継続で来られる方がおられますが、やはり国保の説明は分かりづらくて、「『なぜこの保険料になったか』ということが理解しにくい」という相談を受けるときはあります。社保の場合だと「保険料の半分会社が負担していたので、倍額になります」という説明で終わりますが、なかなか国保のほうは、こういう説明をきちんと受けてきてもなかなか分かりづらいということがあったので、そういったところも含めて、やはり制度が全く違うというか、その部分がここだけの話ではなくて、国全体の話になってきますが、議論する場合には少し注意しなくてはいけない部分ではあるのかなと思います。

久世会長

国保はセーフティーネットで、国民皆保険。社会保険は所得のある人にかかる前提だということですね。

宮本委員

皆さん、ご存知かも知れませんが、昔は賞与すら保険料はかかっていませんでした。それが平成10年ぐらいに賞与のほうに保険料率をかけて負担してもらうという時に、一旦、健康保険料と厚生年金保険料を一旦下げています。下げっていますが、その当時の金額に追いついていますので、昔から比べると保険料率は通常に取られた分に更に賞与が上乘せされているので、昔から比べるとものすごい負担になっていますが、皆さん、あまり実感がないのかも知れないです。給与からの天引きになっているので。昔からすると何パーセントも保険料に対して、取られているという部分について大きくなっているということを実感されている方と全くされていない方がおられるのではないかと思います。

岡委員

今、宮本委員から協会けんぽの立場からの説明があって、非常によくわかりました。ありがとうございます。ただ、そういうお互いに矛盾を感じている状況という中で、持ち帰る場合、事務局のほうに例えば、今、所得割合のほうに55パーセ

ントですね。これを今の55パーセントから増加した時、方向性としては、所得割合を上げていくべきだという思いがありますので、例えば60パーセントに上げた場合と元に戻して50パーセントにした場合というパターンを入れて、少し動かしたらどうなるかということを検討できるような資料の準備をお願いします。

久世会長

所得のほうによると、国の補助が減るということですが、逆もまた然りなのかなど。所得のほうを減らして1対1に近づけると国の補助が増えるのですか。上限額みたいなものはあるのか。

河合課長

所得に傾けると均等割部分が減るので、軽減額が減りますから国の補助は結果的に減るということになります。ただ、先ほどは極端なことを申し上げましたが、それが何パーセントになればどれぐらい減るのかというのは理論値としてはわかると思います。岡委員のおっしゃったものをお作りすると、先ほど「分かりにくい」というお話がありましたが、このグラフがもう少しならかになったようなグラフになると思います。このグラフの元になる、昨年来、増税する時に議論しました各所得階層別に「今の税率ならこの税額がこう変わる」というものがありますので、「グラフより逆に金額で見たほうがいい」ということであれば、このような世帯モデルでは20万円が22万円になりましたといった数字でお示ししたものをお作りできると思います。

久世会長

必要性が非常に重要であれば能力をかけて議論しなければいけないけれど、今のところ、岡委員の一番の問題提起は、他の皆さんにとってはまだそれほどピンときていない状況だと思います。

原委員

この割合はここで勝手に変えられるものなのですか。後で、議会にかけるとか。

久世会長

条例改正が必要なので、あくまでここは決めるなら決めて、市長に答申をして、市長が議案を提案して、議会が決定をするというプロセスです。

原委員

割合を変えることで、先ほどから言っているようなインパクトであったり、税額が大きく変わるようなことになるのですか。

久世会長

パイの分け合いになるので、ほぼないです。

原委員

ということですね。パイの分け合いだけを今、論じていると。
国からの補助金が減ってもパイは変わらない。そうすると犬山市民の負担は増える話ですか。

河合課長

今の話で、応益に傾ければ傾けるほど、国や県からもたくさん入りますが、4分の1とはいえ、一般の市税を投入するという意味では増えます。

久世会長

市の法定内繰入ですね。
法定外繰越という議論を前年度にさせていただきましたが、そこではなくて、法定で決まっている部分の繰り入れが増えてしまうという。だから市税全体の負担が増えるということではあります。

ただ、岡委員としては、低所得者に配慮すべきだという立場からのご意見であります。

原委員

例えば今、岡委員が言われたようなお子さんだけ免除するとか、そういうことはできないわけですね。

河合課長

技術的にはできます。税率で決めるのではなく、軽減という措置を取る必要がありますが、実現することができないわけではありません。

久世会長

あとはシステム改修ということですか。

河合課長

今、ちょうどお話が出ましたが、システム改修的に「自動計算はもう無理だ」ということは電算会社からは聞いています。

久世会長

よく議会でも制度変更するとシステム改修に何千万円必要ですと出てきますが、それも全部国保税からの負担になるものですから、結果としては負担が増えることになるのではないかなど。税率改正には、必ず負担が伴います。

河合課長

先ほどのお話の中で、「保険制度間でどうも異なっている」というのは、認識としては政府関係者を含め皆さんわかっているというふうに思っています。結局は時代が追いついていないというか、高度成長期より前に作られた制度でありますので、世帯モデルは、お子さん2人でご夫婦という4人家族が基本の時代であり、先ほどの通り、ほとんど正規のサラリーマンで、サラリーをもらっていらっしやった時代でありましたので、当時、独身の方は社会保険が損でありましたが、社会モデルの全体がそうではなかったので、受け入れられてきたというところです。国保は「では、どうして」というと、先ほどセーフティーネットというお話がありましたが、それよりは自営業者や農業の方たちの保険というイメージのほうが当時は大きかったと聞いていまして、ものの本を読みますと、そういう自営の人たちにサラリーマンと同じような定額の所得もないのに、世帯の人数が少なくても多くても同じ負担をさせるのは当時としては非常に抵抗があったようです。当時、農業が主でしたから、働き手の数が所得に直結をしておりましたので、そういった観点から均等割が生まれてきたというふうに当時の歴史的な国保の本を読むと「そうであったらう」ということは書いてございました。ただ、それとは今は社会構造が大きく変わっていますので、当時のモデルが現代社会に合っているのかと言われると、そこは本当に国が根本的に保険制度の改革としてすべきこととは思いますが、社会保険にも国保にもそれぞれ歪が、片方から見てみれば出て来ているものは、社会の変化に伴うものだと思います。

久世会長

ではまた次回に持ち越したいと思います。

資料は、こういう世帯は負担が増える。こういう世帯は負担が減る。そこら辺をざっくりとシンプルなものをお願いします。

では、この議題2については、引き続き議論ということで、決定させていただきたいと思います。

では、本日の議題の「賦課限度額」と「応益応能割合」について一定の結論というか、2つ目は次回に持ち越しですが、協議をすることができました。ありがとう

ございました。

では、最後に次回の協議会の調整を行いたいと思います。事務局の案では、10月17日・24日のどちらかで。

玉置委員

先ほどの県の160億円の話がある程度見えてこないと次の議論にならないのでは。

河合課長

県の160億円の方向性について、一定の何かしらが出るのが、次の納付金を仮算定で各市町に示す時期だと思います。それが11月の中・下旬です。例年そうなので、その仮算定でその余剰金に何も手を付けなければ、各市町が黙っておりませんので、その時には方向性は仮とはいえないのではないかと思います。そこで金額が決まって「上げなくてもいいよ」という有難い話になれば、それはそれでいいですが、事務局としては今日やったように、「もし値上げをするのであれば、こういう方向性にしなければならないよね」という基本的な部分は次回までに決めていただきたいと思います。もちろん状況報告で「こうなりました」ということはしますが、今までの感覚からいくと、何か答えが出てくるのは11月の真ん中で、例年「こう来ましたので、幾ら上げなければならない」という議論をする時期かなというふうには思います。

久世会長

県で9月議会があって、決算の報告がそこで議論されるので、この材料を共有するだけでも有益だと思います。

河合課長

今回は正式な県の決算値をお示しできるようなにはできると思います。

久世会長

もし質疑があれば、そこで県の見解もわかるわけですし。とりあえずは状況確認ですね、10月は。

河合課長

はい。11月に仮の納付金額を「来年度これだけ払ってください」というものがわかった時には、ある程度その数字で進むしかありませんので、そこが示された時には具体的な議論をいただきたいと思います。それまでに今日のような基礎的な方向性についてはできたら次回までにある程度の議論と結論がいただければ有難いと思っています。

推測としては、「納付金が意外と下がったから、上げなくて済みました」というものが一番楽な方向で、そうは言っても何パーセントぐらい上がっていますから、「このぐらいお願いします」という形になるかと思っています。

久世会長

黒字をならして3億円あると、赤字分の2億3千万円はカバーできる。情報共有はした方がいいと思いますけれど、これもあくまで見込みの決算額だったので、しっかり決算として出てくるものとは多少違うでしょうからしっかりとした額を把握して、「ならしたらこのぐらいになる」と、「将来的に返還がある可能性が高いのではないか」という議論はしておいたほうがいいかなと思います。来年はもしかしてまた県のほうが様子見で「同じ納付金額がくるかも知れないぞ」というと、今のところは基金でなんとかなるといふ議論は事前にしておいた方がいいかなとは思っています。

- 河合課長 社会保険のように2年後に精算というものも割と手法としてはあるものですから、「来年はまけてくれ、再来年までには考える」ということになる可能性もありますので、そこがわかっているならば、「来年は基金でしのぐならしのぐ」とか、「これだけ上げる」とかそういう議論ができるのかなと思います。
- 久世会長 そうですね。「足りなければ、これだけ上げる」とかいうふうに話是可以すると思いますので。
- では、次回の日程で17日か24日の木曜日辺りですが、いかがですか
- 榎原委員 できれば木曜日なら17日以外は少し難しいので。
- 吉田委員 僕は17日ならいいです。
- 原委員 17日がいいです。
- 木村委員 今、予定が確認できないです。
- 河合課長 どうしてもダメというならご連絡をいただきましょうか。
開始時間は、皆さん1時半のほうがいいとおっしゃられるので、1時半にしましょうか。
では、10月の17日の木曜日の1時半からということで、他の方、みなさんは大丈夫ですか。
では、よろしくをお願いします。
- 久世会長 はい。ありがとうございます。
では、次回の日程もしっかり決まりました。今日は有益な議論ができたと思います。
- 最後に吉野部長から締めの挨拶を。
- 吉野部長 (あいさつ)
- 久世会長 これをもって本日の協議会は終了とさせていただきます

(閉 会)

犬山市国民健康保険運営協議会規則第7条に基づき、この議事録を作成し、署名する。

署名

署名

署名
